

平成14年6月7日(金曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
堀米伸一	土木課長補佐	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第2回定例会

平成14年6月7日(金)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 諸般の報告

(1) 第78回全国市議会議長会定期総会の報告について

- " 2 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- " 3 議第 42号 寒河江市中山間地域活性化推進基金条例の廃止について
- " 4 議第 43号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- " 5 議第 44号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 6 議第 45号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 46号 字の区域及び名称の変更について
- " 8 議第 47号 市道路線の認定について
- " 9 請願第 7号 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充について
- " 10 請願第 8号 「有事法制」に反対する意見書の採択を求める請願
- " 11 請願第 9号 地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の採択を求める請願
- " 12 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
- " 13 質疑、討論、採決
- " 14 寒河江市農業委員会委員の推薦について
- " 15 議会議案第6号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- " 16 議会議案第7号 森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書の提出について
- " 17 議会議案第8号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
- " 18 議案説明
- " 19 委員会付託
- " 20 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、5月27日及び6月6日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 1、諸般の報告をいたします。

(1) 第 7 8 回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

佐藤 清議長 日程第 2、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達であります。

事務局長から申し上げます。

安孫子勝一事務局長 私から申し上げます。

去る 5 月 28 日、日比谷公会堂で開催されました第 78 回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から市議会議員として 15 年以上で、佐竹敬一議員、佐藤 清議員、那須 稔議員が表彰を受けられました。また、全国市議会議長会評議員としての功績に対しまして、佐藤清議員に感謝状が送呈されておりますので、伝達を行います。

最初に、佐藤 清議員に副議長から表彰状と感謝状の伝達をお願いいたします。井上副議長お願いします。

〔佐藤 清議員 登壇〕

井上勝・副議長

表彰状

寒河江市 佐藤 清 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、今回表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

感謝状

寒河江市 佐藤 清 殿

あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、深甚なる感謝の意を表します。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

おめでとうございます。御苦労さまでした。

〔表彰状授与〕(拍手)

安孫子勝一事務局長 次に、佐竹敬一議員に議長から表彰状の伝達をお願いいたします。

佐竹敬一議員、登壇願います。

〔21 番 佐竹敬一議員 登壇〕

佐藤 清議長

表彰状

寒河江市 佐竹敬一 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

どうもおめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

安孫子勝一事務局長 次に、那須 稔議員に表彰状の伝達をお願いいたします。

那須 稔議員、登壇願います。

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

佐藤 清議長

表彰状

寒河江市 那須 稔 殿

あなたは、市議会議員として 15 年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 78 回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 14 年 5 月 28 日

全国市議会議長会会長 小泉昭男

どうもおめでとうございます。

〔表彰状授与〕(拍手)

議案上程

佐藤 清議長 日程第 3、議第 42 号から日程第 11、請願第 9 号までの 9 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は 6 月 5 日午前 9 時 30 分から、市議会第 2 会議室において、委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 46 号、請願第 8 号、請願第 9 号の 3 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 46 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これらの地域で人が居住していない地域も対象となるのか」との問いがあり、当局より「これらも含めてすべて住所変更の対象となります」との答弁がありました。

議第 46 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 8 号「有事法制」に反対する意見書の採択を求める請願についてを議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「有事法案が可決されれば、その影響度合いから大変な状況になる。国民主権、基本的人権からかんがみ、願意妥当と思われるので、この請願を採択すべきものであると思う」との意見がありました。委員より「国の内外の状況を見ると、日本には防衛的なものはなく、何らかの法律を制定していなければ、国際的な立場もなくなると思う。したがって、この請願には反対である」との意見がありました。委員より「自衛隊の前身として警察予備隊なるものがあつた。今回の有事法制化成立のねらいは、昨年来国際テロ事件や北朝鮮などの問題が発生している中で、有事に対しては何らかの法律が必要とのことから出ているものと思う。国の首相が統制してやる部分があつたとしてもやむを得ないものである。戦時中と現代を同一視するには異論もある。国会での論議は必要なので、この請願には反対である」という意見がありました。

請願第 8 号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、挙手少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 9 号地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の採択を求める請願についてを議題とし、担当書記の請願書の朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な意見の内容を申し上げます。

委員より「請願の意としている 3 項目は十分理解でき、願意妥当と思われるので、採択すべきである」という意見がありました。委員より「現今の社会情勢の中で、国民としても国にも耳を傾けてよいのではないか。もっと深く研究、勉強していく必要がある。継続審査としていきたい」という意見がありました。委員より「合併には首長と議員の認識をもっと深めるべきと思うし、議論を活発にすべきだ。合併を実施し、悪いところを修正していくことが大事である。合併を進めるべきで、この請願には反対である」という意見がありました。

請願第 9 号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 42 号、議第 44 号、請願第 7 号の 3 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 42 号寒河江市中山間地域活性化推進基金条例の廃止についてを議題として、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「中山間地域の活性化の目的は達成したのか」との問いがあり、当局より「今回の条例は一定の地域における事業の取り組みということで、5 力年で進めてきたわけですが、成果としては担い手の会の活動を大きく進めてきたこと、葉山高原牧場に対する助成により、畜産物の P R や消費拡大につながる畜産の振興、幸生地区の活性化協議会のタケノコ園、ワラビ園などの造成、また、意欲ある農業者の新たな作物への取り組みなど、地域の機運の盛り上がりが出てきており、地域の振興、活性化に結びついたと思っております」との答弁がありました。委員より「これにかわる新しいメニューは出てきているのか」との問いがあり、当局より「まだそれにかわる制度は出てきておりません。それにかわるような制度が出れば新たに取り組むということになると思います」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 42 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「区割りは動いていないのか」との問いがあり、当局より「全然動いていません。名称が変わっただけです」との答弁がありました。委員より、「落衣前、大字寒河江の一部とはどこか」との問いがあり、当局より「陵南中学校の向かい側です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 44 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 7 号森林・林業政策の充実と雇用創出に向けた森林関連予算の拡充についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 7 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 43 号、議第 45 号の 2 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 43 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正は、歳入総額で 1 億五千数百万円余りが不足するということから、案分率の改正を行い、平準化率を引き上げると、国、県、市からの繰入金が多くなり、上げ幅を圧縮できるということか」との問いがあり、当局より「応益割合を上げることにより、全体的に上がることになるが、応能・応益割合を 45% 以上にする平準化を図ることにより、軽減される割合が 6 割軽減が 7 割に、4 割軽減が 5 割になり、さらに新たに 2 割軽減される世帯が出てきます。軽減額については、保険基盤安定繰入金として措置されることから、上げ幅を抑制することになります」との答弁がありました。

委員より「案分率の改正にかかわる県内 13 市の状況と、本市においての 1 人当たりの上げ幅はどのぐらいになるのか」との問いがあり、当局より「県内各市の状況については、天童市が平成 11 年度、長井市と東根市が 12 年度、鶴岡市と尾花沢市が 13 年度で、今年度改正が米沢市、酒田市、上山市と、さらに東根市が予定していると聞いております。ほかは山形・新庄・村山・南陽の 4 市が 15 年度に改正を予定しているようです。1 人当たりの上げ幅は、酒田市と上山市が 18 ないし 19% で、およそ 18% 前後となっております。これに対し、本市の上げ幅は 11.2% です」との答弁がありました。

委員より「今回の介護保険料の改正は全体的に減額になるようだが、どうしてなのか。また、最新の利用率などについて教えてほしい」との問いがあり、当局より「被保険者数及び均等割については、一般分と退職分を合わせて 343 人の減で、平等割については 157 世帯の減となり、最終的に 460 万円程度の減額見込みという内容です。介護サービスの利用状況について、確定している最も近いデータでは、限度額に対して 33.05% で、費用総額は在宅ですが 4,969 万 6,307 円となっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 43 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 45 号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場利用の手続はどこですか」との問いがあり、当局より「生活環境課で申し込みを受けて、自転車にステッカーを張り、置き場所を指定して利用していただきます。ただ、今回の寒河江駅南口駐輪場については込み合うことが予想され、現地で受け付けをする必要があると考えています」との答弁がありました。委員より「受け付けの案内はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「どこの駐輪場も毎年 3 月の市報で案内しており、今回についても市報で案内し、夏休み後あたりをめどに申し込み受け付けをしたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「その後の問題として、駅周辺の環境美化の観点から、放置自転車の管理については大丈夫か」との問いがあり、当局より「これまでも放置自転車として対処する内容の警告、チラシを自転車に張って対応してきており、これからも対応していきたい。さらに、正面口駐輪場が完成するまでの間、不足分については仮設駐輪場の場所の確保に努めながら対応していきたい」との答弁がありました。委員より「駅正面口にもできると 500 台ぐらいのスペースがとれるのか」との問いがあり、当局より「今回の南口駐輪場に 200 台、そして正面口駐輪場には 500 台分を計画していますので、700 台分の駐輪が可能となり、自転車を置くスペースがないために放置することはなくなると考えています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 5 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において、委員 6 名全員出席、当局より土木課長補佐出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 47 の 1 案件であります。一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

議第 47 号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 42 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

請願第 7 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすることに決しました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第9号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については総務委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第9号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時30分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 14、寒河江市農業委員会委員の推薦についてであります。

このことについては、市長から 2 名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより議会推薦の寒河江市農業委員会委員の推薦についてをお諮りいたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、佐竹敬一議員の退席を求めます。

〔21 番 佐竹敬一議員 退席〕

佐藤 清議長 初めに、寒河江市農業委員会委員に佐竹敬一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました佐竹敬一議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました佐竹敬一議員を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

佐竹敬一議員の着席を求めます。

〔21 番 佐竹敬一議員 着席〕

佐藤 清議長 次に、寒河江市農業委員会委員に寒河江市船橋町 13 番地の 13、高橋龍一氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高橋龍一氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました高橋龍一氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第 15、議会案第 6 号から日程第 17、議会案第 8 号までの 3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 6 号から議会案第 8 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 6 号から議会案第 8 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 20、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第 6 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 7 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 8 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 8 号は原案のとおり可決されました。

発言取り消しの留保

佐藤 清議長 6月4日の一般質問における川越孝男議員の発言につきましては、後刻記録を調査し、不穏当発言があった場合には善処いたします。

閉 会

午前 10 時 35 分

佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成 14 年第 2 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 高橋 勝文

同 上 佐藤 暘子